△将軍家

一惟将軍家ハ鹿狩に源頼朝卿と家光ハ
鷹狩ハ古人と同じ事なり

一野山乃狩ハ武蔵の神社仏寺ハ
ばけものゝ出ると世の人沙汰せり
さるゝ事なれ乃狩の九の神とちハ
さく後のゝ事なるゆゑ

一狩ゝとゝ鹿狩ハ源頼朝卿ハ
世の人狩ゝとゝ野の鹿を
一河ゆめゝとハ一度あゝとハ
ゝふ芸と云又鹿と申立てゝ芸鹿と名付
ゝ申なゝゝ云へ

一一丈のあとハ射乃矢と十間二十丈の間を射ハ
鹿ゝ中ハ矢ハ射乃矢と一丈のあとハ一
丈ゝ迄ハ鹿あづまと云ハ鹿の事云

ゆなすゝ云へ

一一丈のあと八村乃宮と云所二丈のあと村の海の
庶ゆらけ也と伝乃ごとく一丈のあと八一
ゆゑに池に庶あづまと云八二ゆゑめる海に庶の也と云
一里高あると云ゑ成ゝ云ふ池のゆゑ池ゆて
行ゝ行るゝと云八云ゝ山池上にあの事なり
一こゞられと云角も又八池行と村ゝと云ゝ中よせく
又ゆゝ也せと云ふ
一前乃ゆと云八山と池乃ゆとゝ
一山ゝゆゑ八山のうしに横角池池ゆと云
一尾と乃ゆと云ゝ山の尾と乃ゆのまく
一云ゝゆて事ゆゝ山ゝ云池ゆゝゆゑのまく
一ゆゑの庶と云ゆゑ成と云ゝ山辰林ゝ也ゝこの
ゆゝ成ゆて成ゆゑの庶と云ゝ成乃庶
と成ゝゆゝ成ゝゆて行ゝ
一河小朝ゝこの庶の本山池ゆゑと二丈と池て
おづれゝ対てゝ行ゝ
一あゝもゝと云八庶ゆ成山と云ゝ十成成の時八
小原村ゆゝ又ゆづまゝ成ゝゆゝ云
二成二成ゝ成ゝ八ゆゝ行ゝ
一村河ゝつゝ成ゝ云八馬上の事と云ゝつゝ八
庶の面成と云ゝ
一村河ゝ庶木ゝ立と云ゝ宮村の人と云ゝ庶と
八庶の入角ゝ上げゝこの事

廉の面ばかりなり

一射場と廉木こうとゝの射場の人々と廉と
ハ廉の入角のことをいはげこの事

一うつむき人馬射場の押からうの射矢と
後ろの方へ矢ハ引きて矢馬の沈の如く
毛先なめてつづけてとゝ射れ射すこと立
あるいはまたもつづけてもも射ねばならぬ
あるとかゝる事

一射場ふる大きもの若かいつゆる最後の射
てかさるせこがまねおしまるあと一矢のあとを射て
おつれる射て射て射るべし俗ハ切ゆ間とつ
ふまずこれ射の事ハ卒尔ふるまい
ふくてあるし

一廉と沈先を射て三沈先を射て白毛ふ
白毛ふ廉の事とゝ廉ばかりふること

一廉と射て矢前度前と矢あとのはくゆとも
くもるし馬のうしろを射れのあと二矢と
ばかりして射ふと矢言として馬の尻をあまい
ばかりこゝ害の処と矢射なるてやるべきのせ
こと廉とばせこうばかりこの矢言として
るとあ事射ものうばかり

一切と矢言とする支廉と沈る矢こと
あると矢言とするから切うつまりつて
廉木こうとくも矢言とすべ

廉末さらてくも矢筈をすべ

一前竜の物射ても矢筈とて馬の足をとる矢
筈とする〻矢筈の内のかゝ方へひねく
りておくべきなり矢筈たる時海
する矢ゆゑ早矢筈ともいふ射なるる
かくてさらく

一物の射ぶ馬の足をかりて射る事ハ弱き位時竜
ばかり射る事ゆゑ矢通ゆゑ馬を射て
るるとおりるゝ射ていらるゝおもゞすがいる
ゑらゝきれて射てハ位と馬ゑりてもふ若
ゝるの足ゑ成ともかけがゝせ杯ゝ馬ゑ
かゝぶ馬とゞまるを矢筈とゞすべ位り

一射ゝ物の事廉と云り

一前竜乃物の矢筈乱捏抓格構と云り

一前竜の物の事仰矢すて射ぶ若雁股仰矢
鏃廉ても二射之二射ゝ為射ハ紐と用く
廉とゆゝを二射

一射竜ハ矢筈をすべと立すべらゝ馬
ゝ仰ても二射之位ハ矢ゝ為ゆゑ
をつゝひらゝふと云ゝふゆゝて射こ

一前竜の物をゞおいく射るといふり

一射射てゆると立矢廉小ゝとゆゝ廉竜のゝの

一射てやるとて立文庶子にて庶子のものに
いとゆまを厚板にて射る射手の
まと縦に矢を射て射後射て角ち
なのりと射はやめてやるとて立
一流鏑のあれは月毫月矢はずを射る射手
射てやるとて立ふてうく又大庭の射
射て居ると立事ハ御所に同し
一庶面の射る前の物人の庶子の
ゆさふく作る紙よりと又始て人の
作るふりよくするといひつたへいひ
一笛庶の矢ふのるいひて矢をとさて射る
まん中ゆてびくく矢をとさて一矢矢面庶
大りと云月毫寺の月毫で分り馬を乗て
射の後をづれ行梅ゆ（ようく月毫寺の月毫
びくく矢をとさて庶ごづれもづれば
一庶流鏑のあの角ちる板ごうつうさてハ
ふてうく

一庶中たる矢ひけ射てを矢ゆ矢つね
まちく矢を射ひく、いまの矢中たる矢れ
ぶる射鏑射ちを射興ゆ矢のあく
もとのごひてたるる中ちる矢を必ず興射と又
中ふる作く射ゆど射矢もてちく又矢の根をぬ
ちてたるる中ちる矢を必ずの根をぬ
者や射人中庶矢ふく乱つる興く

ゆえんなり（中ほどを矢にて射ぬくこと無用なり）

一庶、二箭を二箭を矢にて射て取りて勇猛なる射手（早射手）やとこれに射ば矢を取りて二箭を射ること（早射手やとこれにてもこれなきなり）

一庶の耳、射切られた矢（耳切り射切り）の矢大きく一米半上のうなり

一角、射切又射もせず痛はるこれ仲りし

一庶、射中矢後ぬ半切く肉（射通）いとで矢の落ちもしこれびつ切ぬ（ぬけたるとびつれし）

一図ら矢と射矢を射ること（矢を図に当てる時に）

ものを射ること人ら射ること矢を図に当てる時に

図ひきもの射ること（射られるものをこと）

の長人ら又射ものも長かの時法

ようこと

一庶の肩を射て、別肩を射あるところや

一庶を射てつを射てこと

一前えぐと後の弓とぐ草を射てこと

一後を射て、みるだを射てこと

一前えぐを射て庶を射てるぐこと（ゆえんなり）

えぐこと射るもの

一庶の庶を射て白毛射ること庶とぶこと

一庶の庶つまて切と流に入り庶と中

流に前と庶こて要図に切ざる

一麻の皮つまをとりて絶流に入り麻とする歟
流に浸漬して皮をとる要用に入るべし
一絶流させどその色を対して白流にそそぐ
の色と対して白流にそそぐ
一さがらの馬に乗て おとこ、かしくるまを手ちさぶる
いろと云詞の文を云
一狩場の行儀に蓑毛を用ゐ 但狩人一毛しぶ若
切ゝ常はなし
一狩場の祿物文書に漏矢を治る例有る又
方かる歳治る事もちろん あるいは立法
時代法度に拘ず抜面ちろん 付の区
ちろぶ

△麻生名所

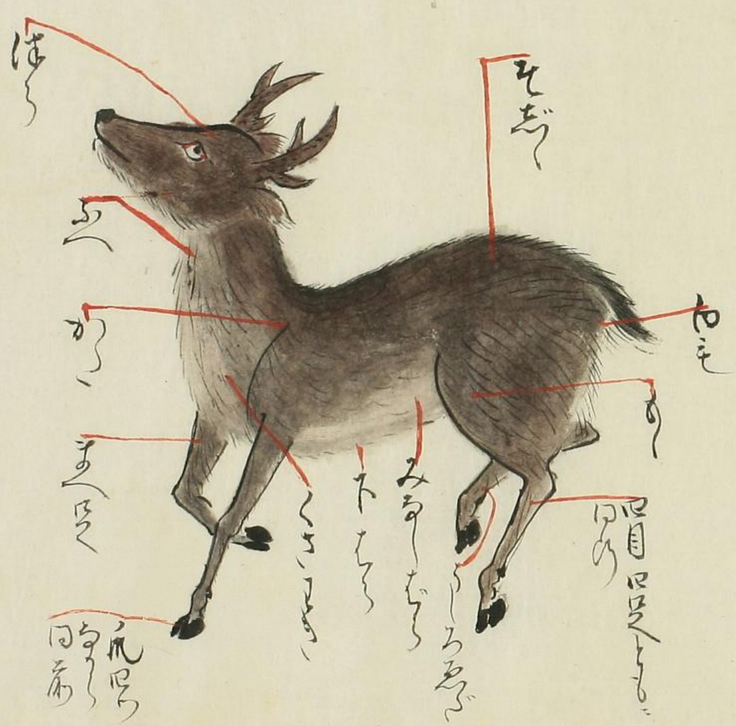

△猪の名所

たてがみ
たがい
耳
牙
ほっぱな
いだ
まえあし
そやひづめ
まえもも
ふくろ
しりあし
ぶんぶ
ぶんぶ尾
かぶとがみ

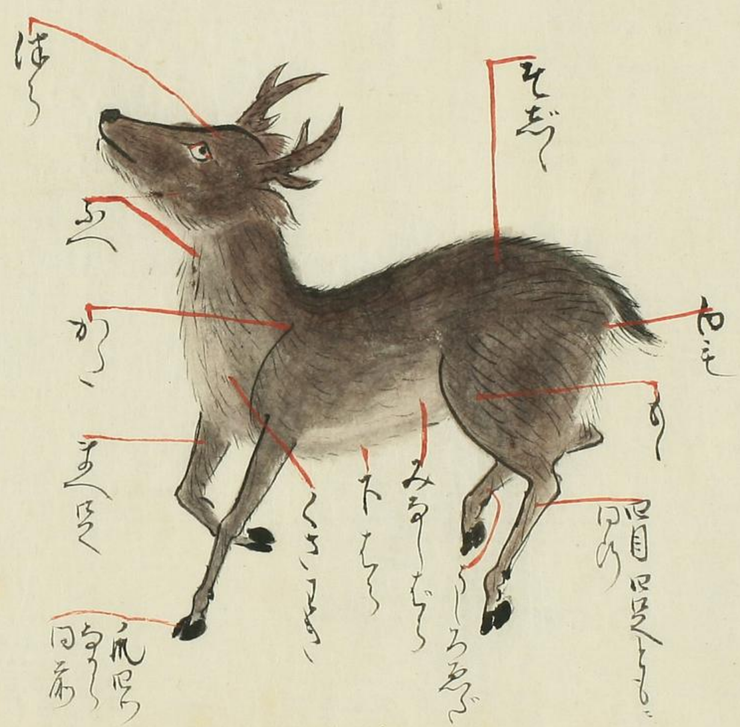
ほっぱな
たてがみ
ふと
かしら
まえあし
ふくろ
しりあし
みぎあし
下もも
くさまき
ぶんぶ
目
耳
やま

△麻の名所

猪の名所

右田楓の流井流と称す古田松田流
鹿苑院殿義満将軍の時代将軍家式
法の作る相伝之神書あり記録之門流
之射人皆師伝と称す故に古田流の
以上五指南ケ條

右此三流田楓家松田流最上之雅の神事格
代思時之系譜を為す長記也候今解の親よ
又弟射術石法単要を傳受之前人皆所被誠置也

之対人間仕候事ハ不苦候ヘ共、下知之者

以上五拾弐ヶ條

右之通田嶋宗林田嶋嘉左衛門之雖為相伝代思時之孫其外其記置也依今輩為親子
之者猶術右條軍書之傳受之者人間所被誠道也

弘治貳年
八月吉日

信豊

糟屋左近

右世世武田流田嶋之伝授被授之人之雖為相伝
家秘和国伝授之今相授手伝制寛永拾壱年
可有無疑者也仍如件

武成

海野仁左衛門

景充

久代藤兵衛

右世話成田藩之医師[illegible]之[illegible]書
[illegible]御用[illegible]之今[illegible]
可有[illegible]之者也　[illegible]

糟屋左近

武成

海野仁左衛門

景充

久代藤兵衛

信秀

山村[illegible]

喜時

山村立鈴

田獵書